

平成23年（納）第87号

課 徴 金 納 付 命 令 書

岡山市南区平福一丁目305番2号

株式会社山陽マルナカ

同代表者 代表取締役 中 山 明 憲

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第20条の6の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命ずる。

- 1 納付すべき課徴金の額 2億2216万円
- 2 納期限 平成23年9月26日
- 3 課徴金に係る違反行為

株式会社山陽マルナカ（以下「山陽マルナカ」という。）は、別添平成23年（措）第5号排除措置命令書（写し）記載のとおり、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に

- (1) 継続して取引する相手方に対して、当該取引に係る商品以外の商品を購入させ
- (2) 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭又は役務を提供させ
- (3) 取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、又は取引の相手方に対して取引の対価の額を減じていたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第9項第5号に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第20条の6に規定する継続してするものである。

4 課徴金の計算の基礎

- (1) 山陽マルナカが前記3の違反行為をした日は、平成19年5月18日以前であると認められる。また、山陽マルナカは、平成22年5月19日以降、当該違反行為を取りやめており、同月18日に当該違反行為はなくなっているものと認められる。したがって、山陽マルナカについては、前記3の違反行為をした日から当該違反行為がなくなる日までの期間（以下「違反行為期間」という。）が3年を超えるため、独占禁止法第20条の6の規定により、違反行為期間は、平成19年5月19日から平成22年5月18日までの3年間となる。

- (2) 前記3の違反行為のうち私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号。以下「改正法」という。）の施行日である平成22年1月1日以後に係るものの相手方は、165社であり、全て山陽マルナカに商品を提供する者である。
- (3) 違反行為期間のうち改正法の施行日である平成22年1月1日以後における山陽マルナカの前記165社それぞれとの間における購入額は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第30条第2項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定した当該購入額の合計額は222億1605万4358円である。
- (4) 山陽マルナカが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、独占禁止法第20条の6の規定により、前記222億1605万4358円に100分の1を乗じて得た額から、独占禁止法第20条の7において準用する独占禁止法第7条の2第23項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された2億2216万円である。

平成23年6月22日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 後 藤 晃

委員 神 垣 清 水

委員 濱 田 道 代

委員 細 川 清